

# 第 257 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 257 回入札監理小委員会  
議事次第

日 時：平成 25 年 4 月 16 日（火） 16:55～17:20

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 国際会計基準審議会の議論内容及び討議資料等の調査分析等に係る事務（金融庁）
- 国際会計基準審議会等の議論に関する意見発信等に係る事務（金融庁）

2. その他

<出席者>

（委員）

稲生主査、樫谷副主査、石村専門委員

（金融庁）

総務企画局企業開示課 野村企業会計調整官、八木原課長補佐

（事務局）

後藤参事官、古矢参事官

○稲生主査 それでは、ただいまから第257回「入札監理小委員会」を開催します。

本日は、金融庁の「国際会計基準審議会の議論内容及び討議資料等の調査分析等に係る事務」及び「国際会計基準審議会等の議論に関する意見発信等に係る事務」の各実施要項（案）についての審議を行います。

本日は、金融庁総務企画局企業開示課野村企業会計調整官、八木原課長補佐様に御出席いただいておりますので、各実施要項（案）の内容等について、御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は全体で15分程度でお願いいたします。

○野村企業会計調整官 金融庁企業開示課の野村と申します。どうぞよろしくお願いたします。

私のほうから、当庁で入札を予定しております、「国際会計基準審議会の議論内容及び討議資料等の調査分析等に係る事務」、「国際会計基準審議会等の議論に関する意見発信等に係る事務」の2つの事務に関する実施要項（案）につきまして、主にパブリックコメントへの対応につきまして、御説明をさせていただければと思っております。

まず、パブリックコメントにかけさせていただきました実施要項（案）でございますが、3月5日に開催いただきました当小委員会におけます御意見等を踏まえまして、修正の上で3月19日～4月2日までパブリックコメントにかけさせていただいております。

前回の小委員会で御指摘をいただいた修正点でございますけれども、資料がなくて恐縮でございますが、大きく2点と承知しております。

意見発信業務に係る事務につきまして、公開草案の公表者に対してコメントを提出するなどを通じて意見発信を行うことに、もともとの案ではなっていたところでございますが、意見発信の主体を明確にして、事業者の負担の軽減を検討してはどうかと御指摘をいただきました。

パブリックコメントにかけた案では、これまでに意見発信を行ってきた国内関係者との協同、または個別にコメントレターを公開草案等公開者へ提出することにより意見発信を行うということで、事務を請け負った者がみずから意見発信することだけに限らないことを明確にさせていただいたのが1点でございます。

それから、前回の小委員会でいただきました御意見としまして、評価基準に「類似事業の受託実績があり、組織または本業務従事予定者に専門知識・ノウハウ等があるか」という記載につきましては、現行の受託事業者に過度に有利になるので、記載内容を検討してはどうかと御指摘を頂戴したところでございます。

パブリックコメントにかけましたものについては、最初の類似事業の受託実績があるかどうかについてだけ評価項目にさせていただきまして、組織または本業務従事予定者に専門知識・ノウハウ等があるかについては落とさせていただいたということが2点目でして、それらの修正を行い、パブリックコメントにかけさせていただいたところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、3月19日～4月2日まで2週間、パブコメにかけさせて

いただき、その結果といただいたコメントに対する金融庁の考え方ということで、お手元に横長の資料をお配りいただいているかと思えます。恐縮でございますが、そちらに沿いまして御説明をさせていただければと思えます。

順番としまして、1で意見発信等に係る事務、2で調査分析等に係る事務、それから、その他で3つになっているところでございます。

前後して恐縮でございますが、パブリックコメントに対するコメントとしましては、1団体からコメントを頂戴しているところでございまして、こちらに書かせていただいている6件は、全て同団体からいただいたコメントの概要とそれに対する考え方ということでございます。

1の意見発信等に係る事務でございますが、まず1といたしまして、参加対象となる会議の概要についてでございます。対象に会計基準アドバイザー・フォーラム、通称ASAFと言っておりますけれども、こちらを加えるべきではないかというコメントでございます。

こちらに対する考え方といたしましては、御指摘のとおり、ASAFはIASBへの技術的な助言機関としての役割を果たすということで、新たについ先週第1回会合が開かれたところでございます。重要な会議であることは承知しておりますけれども、一方で、本委託業務において求めることができる業務量に上限があることを勘案いたしますと、ASAFを参加対象会議に追加することは困難ではないかと考えているところでございます。

2でございますが、傍聴した会議の出張報告書作成についてございまして、報告書は各年度終了後に金融庁ホームページで公表されるとされているが、日本から高品質な意見を継続的に発信するために、広範な関係者が適時に共有すべき情報として、報告書を提出後速やかに公表する対応が考えられるのではないかというコメントをいただいているところでございます。

これに対する考え方でございますが、御指摘のとおり、入手した新たな情報を適時に国内関係者に情報共有することは、IFRSに関する国内における議論、効果的な意見発信に資するものであると考えます。御意見を踏まえまして、今後、公表のあり方を検討してまいりたいと考えております。実施要項（案）の記載は「提出された会議出張報告書は、金融庁ホームページにおいて公表されることに留意すること」ということで、当初、公開草案のときに入っておりました「各事業年度終了後」は削除させていただいてはどうかと考えているところでございます。

3でございますが、落札者を決定するための評価の基準ということで、評価項目一覧表についてでございます。こちらについては、3つのコメントをいただいているところでございます。

1点目としましては、意見交換・意見発信の業務は、特定の利益代表から中立な主体が、業務の透明性を担保する上で実施することが適当であると考えられるため、こうした点を担保することができるよう、入札参加者の属性及び業務実施の透明性を担保するための措

置を評価項目とすべきである。

2点目としまして、評価項目一覧表の中の専門性・能力において、企業会計全般に関して高度に専門的な知識を有する者の適切な措置が評価項目とされているが、本業務の中心的なテーマの観点からは、国際会計基準に関する知識が特に重要な点として明確化された上で、評価を行うことが適当であるというコメントです。

加えて、実施上の注意事項に記載されているとおり、英語のリスニング、リーディング能力を相当程度有することは、本件業務遂行上必須であると考えられ、この2点を評価項目として明確に位置づけられることが適当ではないかというコメントでございます。

3点目としましては、国内関係者の意見交換を的確に行うために、高度な日本語でのコミュニケーション能力についても評価項目とすることが考えられる、という3点をいただいているところでございます。

こちらに対する考え方でございますが、右のほうをごらんいただきたいと思います。

1点目の入札参加者の属性及び業務実施の透明性を担保するための措置でございますが、御指摘のとおり、意見交換・意見発信業務は特定の利益代表から独立した中立な立場の者が行うことが肝要であると考えます。しかしながら、入札参加者の属性を限定することは過度に参入障壁を設けることとなりかねないという問題点があると考えているところでございます。対応といたしましては、意見交換・意見発信業務の都度提出される報告書の精査、受託業者との日々のコミュニケーションにより、業務の中立性、透明性の確保を図ることといたしたいと考えているところでございます。

2点目でございますが、こちらは、内容を「業務遂行のため、企業会計全般に関して」のあとに、「（特に、国際会計基準に関して）」ということを追加をいたしまして、「高度に専門的な知識を有する者を適切に配置しているか」そのあとをまた追加をさせていただいて、「また、英語のリスニング、リーディング能力を相当程度有している者を適切に配置しているか」ということで、評価項目を修正させていただければと考えております。

3点目の日本語のコミュニケーション能力につきましては、御指摘のとおりだとは思うのでございますけれども、今後の参考とさせていただきたいということでございます。

おめくりいただきまして、調査分析等に係る事務についてのコメントとその考え方でございます。

4でございますが、IASB会議の出張報告書作成でございます。

1点目のコメントが、標準的な会議の資料の分量ということで、実施要項（案）の中では「40文字×37行×11ページ」で示させていただいておりますが、そちらについては必要十分な情報を伝えるためには少量過ぎると思料されるため、標準的な分量を増加させることで評価項目一覧表との整合性を高めることが必要ではないかというコメントでございます。

2点目は、先ほどの3. 同じでございますが、報告書は各事業年度に金融庁ホームページにおいて、提出後速やかに公表することを要綱化すべきであるというコメントでございます。

ます。

これらについての考え方でございますが、まず、分量についてでございますけれども、会議の内容が一律ではないため、ここではあくまでも標準的な報告書本文の分量を示すところでございます。なお、要項（案）の中にも記載しておりますけれども、会議資料等、報告書本文内容を補足するための資料については、この報告書の分量の対象としないということで、補足の資料等で増やしていただくことについては可能だと考えているところでございます。

2点目の金融庁のホームページでの公表につきましては、先ほどと同様でございますが、「各事業年度終了後」を削除いたしまして、提出された会議出張報告書は金融庁ホームページにおいて公表されることに留意するというので、公表のあり方については検討してまいりたいと考えているところでございます。

5でございますが、評価項目一覧表でございますけれども、こちらも先ほどの3のところと同じなのでございますが、国際会計基準に関する知識が特に重要だという点と、英語のリスニング、リーディング能力を相当程度有することが必須ではないかというコメントでございます。

回答といたしましては、先ほどと同様でございますが、要項（案）の評価項目を修正させていただきまして、「（特に、国際会計基準に関して）」ということを追加をさせていただくとともに、英語のリスニング、リーディング能力を相当程度有している者を適切に配置しているかということで、評価項目に加えさせていただいてはどうかと考えているところでございます。

最後でございますが、その他ということで6でございます。コメントとしていただいておりますのが、今回の意見募集の対象となっている2つの業務は、その業務の性格の類似性から同一の業務委託先が実施することがより効果的・効率的な公共サービスの実施につながると思料するというコメントでございます。

考え方のところでございますが、こちらにつきましては、2つの事務委託は平成13年度に開始され、19年度までは1つの事務委託契約としていたものでございますが、事業者の参入をしやすいとする観点から、20年度より2つの事務委託に分割をさせていただいたということでございます。

御指摘のとおり、2つの事務委託内容は類似している部分がございますので、一括して委託することにより効率化を図ることが可能である面は当然あるかと思うのでございますが、より多くの事業者に受託機会を与えるために分割した経緯もございますので、そうした経緯を踏まえまして、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を実施するに際しては、2つの事務委託とさせていただいているところでございます。

パブコメを踏まえまして実施要項案の修正と、コメントの概要及びコメントに対する考え方についての補足説明は以上でございます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま説明いただきました、実施要項（案）につきまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○樫谷副主査 A-2のパブリックコメント、最初のページのほうなのですが、アドバイザー・フォーラムは、上限があるということで今回は追加しないということなのですが、実際、金融庁としては、金融庁がみずから行うというお考えなのですか。

一般的に言うと、このアドバイザー・フォーラムなどが自主的に議論をされることがあって、ここを外してしまうと余り意味がないようなことも世の中にはあり得るので、この対応はどういうふうに金融庁としてはお考えになっているのでしょうか。

○野村企業会計調整官 このASAFの会議につきましては、委員もよく御存じかと思いますが、今年からスタートしたということで、これまでIASBと日本のASBJ、IASBとアメリカのFASBとのバイラテラルの協議をやっていたものを、今度はマルチラテラルで世界的な協議の場、会計基準設定主体の場を設けようという趣旨でつくられたものだと承知しております。

今回、関係者の努力の甲斐もありまして、日本のASBJがメンバーとして参加することができることになって、先週第1回の会合が開かれたところでございまして、今、委員がおっしゃられましたとおり、これからの意見発信については、この会議がある意味で非常に重要な位置づけを占めてくるものだと考えているところでございます。

したがって、今回の入札には間に合わなかったという面もあるのでございますが、ASBJがメンバーとして日本の会計基準設定主体として参加をしていますので、そちらが意見発信をするに際しては、ASBJとしての意見ではなくて、オールジャパンで意見を言っていけるように、金融庁も含めて関係者との会議等をつくった上で、日本の意見を集約した形で意見発信をしていければと考えております。

○樫谷副主査 そういう対応ということですね。

それから、こんな余計な心配は要らないのかもわかりませんが、確かにこれは調査分析と意見発信で対象は同じなのですよね。これは、入札はそれぞれもちろんするのでしょうけれども、例えば、両方やったほうが効率的にできるということで、両方やることを前提に安い入札があることはあり得ないのですか。それぞれがやるのであって、例えば、両方やれば、合わせて6,000万なのだけれども、5,500万円でできますよという提案があったときに、これはどういう対応をすることになるのですか。もちろん、いろんな評価をした上で、金額だけではないことはよく理解しております。

○野村企業会計調整官 今、委員が最後におっしゃっていただいたように、基本的には個々に対しての御提案の内容ですとか、もちろん、金額等も含めて総合的に判断をさせていただくということでございますが、私どもとしては、あくまでも御提案の内容等を踏まえて、判断をしていきたいと考えているところでございます。

○樫谷副主査 よく見て判断するということですね。

○稲生主査 これは、実際には20年度以降、別々におやりになっていて、落札されている

のは別々の業者さんになっているのですか。あるいは同じ業者さんが落札された例もあるのですか。

○野村企業会計調整官 実績としましては、同じ業者が受託しているところでございます。入札段階でいろいろ照会等はあったのでございますが、最終的な受託は同じ者でございます。

○稲生主査 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

石村先生、どうでしょうか。

○石村専門委員 1点だけ確認したい。

A-4の資料の4ページ目なのですが、4ページ目の口のIASB等の公開草案等への対応で、公開草案に対するコメント案を作成し、意見発信を行ってきた国内関係者との協同、または個別にコメントレターを公開草案等公開者へ提出することにより意見発信を行うということなのですが、これは当然に、結局、金融庁の責任者である金融担当大臣が最終的に決定するというのでいいのですか。業者の方が、こういう意見がある、こういう意見がある、こういう意見があります、それをまとめるとこういう意見になりますが、いかがでしょうかという形なのでしょうか。それとも、そういうコメントを踏まえた上で、金融庁のほうで金融庁の考え方としてはこうなのですよという形で決定されるのでしょうか。

○野村企業会計調整官 御承知のとおり、IASB等の個別の基準に対して、金融庁が直接コメントをするというのはこれまでできていないところでございまして、意見発信を効果的・効率的に行っていくためには、いろいろな方法があるかと思うのでございますけれども、現状でございますと、作成者の方、経団連ですとか全銀協とか、それから、もちろん会計基準設定主体であるASBJとか、あとは日本公認会計士協会等が、それぞれのお立場で意見発信をしているところでございまして、今、公開草案に対してのコメントを出しているのが現状でございます。

今回の事務におきましては、それらの御意見を最終的にはそれぞれ出していただくケースもあるかと思うのでございますが、日本の国益等を考えたときに、やはりワンボイスで出したほうが良いというケースの場合に、当然金融庁も入るのだと思うのでございますが、関係者の方々の意見を調整するとか、こういう意見もあるといったこととか、そういったことを整理をしていただくことも重要であると思っております。

そういった事務をやっていただくということで、金融庁が最終的に国を代表して責任を持ってやれという御指摘も当然あるかと思うのでございますが、委員も御承知だと思いますけれども、昔は会計基準とかは国が決めていたという面はあるのですが、今は基本的に会計基準を使用する民間で決めていくということがございます。ただ、国益等を考えると、金融庁も当然意見発信はするべきだとは思っておりますが、金融庁が最終的に発信する意見を決定することにはなっていないところではございます。

○稲生主査 やはり企業会計基準委員会とか、そちらの意見を踏まえた形でコメントを出



す形なのですか。

○野村企業会計調整官 それは、おっしゃるとおりだと思います。

○樫谷副主査 すると、意見発信の意見は、この入札事業者の意見でもないし、金融庁の意見でもないし、これは取りまとめ役みたいなイメージなのですか。

○野村企業会計調整官 そうですね。取りまとめたり、あとは場合によっては、いろんな作成者の方、利用者の方、監査人の方とかの御意見を整理をしていただくということでございます。

○樫谷副主査 各国の主体とも意見交換をしているということなのですね。

○稲生主査 よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、「国際会計基準審議会の議論内容及び討議資料等の調査分析等に係る事務」及び「国際会計基準審議会等の議論に関する意見発信等に係る事務」の実施要項（案）についての審議は、これまでとさせていただきます。

事務局さんから何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 それでは、この内容でパブリックコメントの回答内容として金融庁のほうでホームページに公表して、その後、当事務局で監理委員会に付議をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○稲生主査 よろしく願いいたします。

それでは、本実施要項（案）につきましても、本日をもって、小委員会での審議はおおむね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に御一任いただきたいと思いますので、委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○稲生主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や、確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただければと思います。

事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

また、金融庁におかれましては、本実施要項（案）に沿って、円滑かつ確実に事業を実施していただきますようお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。